

消 防 地 第 4 6 号
平成 26 年 6 月 11 日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令等の公布について（通知）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）第 10 条において、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職に係る規定及び職務専念義務の免除に係る規定が設けられ、消防団等充実強化法の公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 26 年 6 月 13 日）から施行することとされております。

消防団等充実強化法の施行に当たり、国家公務員については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成 26 年政令第 206 号。以下「政令」という。）及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則（平成 26 年内閣官房令・総務省令第 1 号。以下「規則」という。）が別添のとおり公布されましたので、通知します。

一般職の地方公務員についても、消防団等充実強化法第 10 条の規定が適正に運用されるよう、貴職におかれましては、下記事項に御留意いただき、国家公務員制度における取扱いを踏まえ、消防団員との兼職等について適切な対応をお願いします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市区町村（一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第一 兼職に関する事項

- 1 消防団等充実強化法第 10 条第 1 項において、一般職の国家公務員及び一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職すること（以下「兼職」という。）を認めるよう求められた場合、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされているところ、職務の遂行に著しい支障がある場合とは、例えば、国家公務員においては、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事する義務が課されている危機管理用宿舎又は防災担当職員用宿舎に入居している防災担当職員など、一定の状況が生じた場合、通常の勤務時間外においても、一定の時間内に勤務場所等に到着して一定の業務に従事する義務が課されている職員が消防団活動を行うことにより当該義務を履行できなくなる場合をいい、この場合を除き、兼職を認めなければならないこととしていること。
- 2 国家公務員については、規則別記第 1 号様式のとおり、消防団員としての活動時間を記入する必要がない簡素な様式を用いて請求することとしていること。

第二 職務専念義務の免除に関する事項

- 1 消防団等充実強化法第 10 条第 3 項の趣旨に鑑み、国家公務員については、政令第 2 項において、職務専念義務の免除の承認の請求があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、承認しなければならないとされているところ、公務の運営に支障がある場合とは、職務専念義務の免除の承認を請求した職員に求められる職務の遂行に支障がある場合ではなく、当該職員が所属する組織の運営に支障がある場合をいい、この場合を除き、職務専念義務の免除を承認しなければならないこととしていること。
- 2 国家公務員については、規則別記第 2 号様式のとおり、現実に勤務時間を割く際に、規則に定める簡素な様式に、目安となる活動予定時間等を記入して職務専念義務の免除の承認を請求することとしていること。

第三 その他

- 1 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の規定に基づく兼業及び第 35 条の規定に基づく職務専念義務の免除について、各地方公共団体の条例又は規則により、既に消防団員との兼職や消防団員としての勤務時間内の活動が可能となっている場合は、条例改正等は必要ないが、消防団等充実強化法の趣旨を踏まえ、地方公務員の消防団への加入促進を図り、より加入しやすい環境をつくるため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 消防団等充実強化法に基づき兼職している者の数及び職務専念義務の免除の承認の状況等について、消防庁から照会を行う予定であること。

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室

担当：課長補佐 岡地

事務官 馬内

TEL：03-5253-7561